

令和8年2月13日

県政記者クラブ加盟社 各位

県庁舎等火災報知設備保全業務委託の入札における
最低制限価格の試行導入について

福島県行財政改革推進本部・入札等制度改革部会において、以下のとおり最低制限価格の試行導入を決定いたしましたので、お知らせします。

1 目的

委託契約内容に適合した履行の確保及び契約価格の適正化の推進により、「適切な価格転嫁の実現」を目的としております。

2 対象業務

県が発注する庁舎等維持管理業務委託のうち、予定価格が200万円を超える「県庁舎等火災報知設備保全業務」を試行の対象業務とします。

3 導入時期

令和8年4月契約分から導入します。

4 最低制限価格

予定価格の概ね80%程度の設定とします。
なお、設定方法等は非公表とします。

問い合わせ先

福島県総務部施設管理課

課長 原

直通電話 024-521-7072

内線電話 2240